

定期試験 (2017.01.26 実施) 解説

2017.01.26. 佐藤

I. 全体的講評

*講義をしっかりと受講すること

自己点検の各項目が講義の要点であり、試験問題と同一であることが理解できたことでしょう。講義をしっかりと受講することが試験対策の最も近道です。

1)解答の形式について：

論理的文章を書く必要があります。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

2)個別解答項目について：

1.論点とは、何が問題であるのか、しっかりと説明することによって、わかるように提示する必要があります。講義テーマは法的論点ではありません。また「～の問題」とか、「～について」などのように、何を言っているのかわからないようなものは論点を提示したことになりません。

2.新聞記事の記載だけでは事実関係について判断などできませんから、論点にはなりません。

3.説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、裁判所判決の説明など。

4.諸説とは、当事者の主張のことでありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5.諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。場合分けでもありません。

6.したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

3)回答の作成方法について：

いきなり書き始めてはいけません。全体構成と内容を考えてから書き始めてください。

今回は初めての試験なので、時間がどのくらいかかるかわからなかったでしょうが、経験して、時間配分についても理解できたと思いますから、定期試験ではいきなり書き始めることのないように。

II. 合格率：90.9%

受験者：11人、合格者：10人、不合格者：1人。

「(教)法律学GA」の合格率は、97.1%

合格者中における評価割合は、A+：0%、A：30%、B：40%、C：30%

「(教)法律学GA」合格者中における評価割合は、A+：5.7%、A：26.5%、B：38.2%、C：28.26%

*法学部専門科目の基準は、A+：5%程度、A：25±5%程度、B：40±5%程度、C：30±5%程度。

III. 個別問題毎の講評

以下の①から⑤の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている法律学上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

①全国都道府県議会議長会

朝日新聞 2010年02月10日

9日の全国都道府県議会議長会の会合では反対論が噴出。自党内でも反対派の急先鋒の山谷えり子参院議員は「領土問題を抱える自治体で外国人が参政権を持てば介入を招きかねない」と話し、拍手を浴びた。だが、宮城、高知、島根の3県議会は、過去に地方選挙権付与に賛成の意見書を可決したことがある。島根県議会は政権交代後に反対の意見書を可決した。こうした議会の姿勢には疑問の声も。公明党の東順治副代表は「外国人は害を与えるという前提で疎外する発想はとるべきではない」と呼びかけた。社民、共産両党の代表も前向きな意見を述べた。地方代表で、賛成の立場で意見を述べたのは、民主党系の三重県議会の三谷哲央議長だけ。「(永住外国人は)地域で義務を果たして、行政サービスを受けている。山谷さんの話は純血主義で極論だ」と指摘。

1. 法律学上の論点

1.要点 : 永住外国人の地方選挙権の承認は国民主権原理により禁止されるか否か

2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法律→憲法の国民主権、入管法、入管特例法
判例→東京都管理職試験受験事件・最高裁判決

2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : A説 国民主権は統治原理であり、国民による、したがって外国人は排除
B説 同上だが、特別永住外国人は実態として日本人と同じなので同じ扱い
C説 国民主権による外国人排除はできない

2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②千種高架道事件

朝日新聞 2007年06月15日

名古屋市中千種区の覚王山日泰寺近くで同市が進める都市計画道路建設をめぐり、日照権や景観権を損なうとして、住民15人が市を相手取り、建設差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が15日、名古屋高裁であった。満田明彦裁判長は、請求を却下した一審・名古屋地裁の判決を破棄し、審理を同地裁に差し戻した。一審で住民側は「多くの歴史的文化財や緑地のある町並みが破壊される」などと主張。

1. 法律学上の論点

1.要点 : 新しい人権として景観権が認められ、効果として差止が認められるか否か

2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法律→憲法13条、新しい人権
判決→国立市マンション事件・最高裁判決、鞆の浦事件・広島地裁判決

2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : A説 権利・利益性を認めない → 公法的規制で対応する
B説 保護法益を認める → 利益侵害のためには公法的規制違反等が必要
C説 権利・利益性を認める → 私法上の保護が可能

2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③阪急交通社事件

週刊朝日 2013年06月21日

英語が苦手なA氏は、安心・安全に旅を楽しみたいと添乗員付きツアーを選んだ。同ツアーの予定だと、手荷物検査にかけられる時間は30分程度。余裕がないにもかかわらず、手荷物の再検査場に回されてしまったのだ。A氏が再検査を終え、巨大な空港内を走って搭乗口にたどり着いたとき、搭乗手続きの締め切り予定時刻を30分、出発予定時刻を10分過ぎていた。搭乗口は閉められ誰もいなかった。翌日帰国できたが、ホテルの宿泊代や新たに雇った現地ガイド代など、予定外の出費が10万円近くもかかってしまった。A氏は、実費だけでも負担してほしいと阪急交通に申し入れたが、「運送機関のサービス中止など、旅行会社の関与しない理由によって旅行者に生じた損害は、旅行会社が賠償責任を負うものではない」という旅行業約款を根拠に、「阪急は無過失なので(略)補償はしない」という回答だった。このため、慰謝料を含め40万円の賠償を求める訴訟に踏み切った。

1. 法律学上の論点

- 1.要点 : 約款とは事業者が準備した定型的な契約条項で、利用者はそれを承認するしかない
契約は意思表示の合致だが、約款条項に合意したとして拘束力があるのか否か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 法律→私法の三大原則(権利能力平等・所有権絶対・契約自由)、意思表示の合致
判決→意思推定
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

- 1.要点 : A説 拘束力なし、B説 拘束力なし
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

④認証保育所

アエラ 2014年02月10日

東京23区内に住む育児休業中の女性(38)は迷った末、認証保育所A園の入園予約を取りやめた。A園は、入園金1万5千円と4月分の保育料約6万6千円を払った人に入園枠を確保する。だが女性は認可保育園にも申請をしており、もし認可に内定したらA園は辞退するつもりだった。その場合もA園は全額返金しないという。

1. 法律学上の論点

- 1.要点 : 入園辞退者に対する入園金等の不返還の特約が、消費者契約法に違反するか否か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 法律→契約法、意思表示の合致、消費者契約法
判決→学納金返還訴訟・最高裁判決
消費者契約法施行後の特約は損害賠償額が高額で消費者契約法違反
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

- 1.要点 : A説 公序良俗違反で無効、返還すべき
B説 消費者保護法違反なので、法施後は無効、返還すべき
C説 特約は有効
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑤日大三高事件

朝日新聞 2016年10月12日

結婚後に職場で旧姓使用が認められず人格権を侵害されたとして、私立の中高一貫校「日本大学第三中学・高校」（東京都町田市）の30代の女性教諭が、同校を運営する学校法人「日本大学第三学園」に旧姓の使用と約120万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が11日、東京地裁であった。判決によると、教諭は2003年から同校に勤務。13年7月に結婚し、改姓した。学校側に旧姓の使用を認めるよう申し出たが、「教職員として行動する際には戸籍名を使用すること」とされ、認められなかった。

1. 法律学上の論点

- 1.要点 : 憲法24条では合意のみで婚姻成立、民法では手続きが必要、選択的夫婦別姓の可否
- 2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 法律→憲法24条、民法739条、
判例→強制的夫婦同姓制度・最高裁判決（多数意見は合憲、少数意見は違憲）
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

- 1.要点 : A説 賛成（理由は、男女平等、個人の人格）
B説 反対（理由は、社会に定着、家族の絆）
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

第15回講義のまとめ

- 1)内容: a)生活保護費を節約して将来の不安に対する貯蓄をした場合、それは資産認定されるか
b)法律→生活保護法の原理（無差別平等、生存権保障、補足性）
原則（申請保護、最低生活保障、必要即応、世帯単位）
補足性原理→資産・能力活用・扶養義務
判例→生活保護の目的に反しない限り可能（加藤訴訟・最高裁判決）
c)A説→生活保護費は最低限度の生活を営むもの、貯蓄できるのは最低限度でなかった
B説→保護費の合理的利用は受給者による、将来の不安への備えは正当

【課題提出者数】

	9/29	10/06	10/13	10/20	10/27	11/03	11/10	11/17	11/24	12/01	12/08	12/15	12/22	01/12	01/19
経営	9	10	10	11	8	12	11	10	12	9	11	9	10	10	11
政策	3	4	3	3	4	3	3	4	2	3	2	3	2	3	3
合計	12	14	13	14	12	15	14	14	14	12	13	12	12	13	14